# 神奈川県行政書士会選挙管理委員会運営規程

**（目　　的）**

**第 １ 条**　この規程は、神奈川県行政書士会役員等選出規則第６条により設置された選挙管理委員会の業務を公正かつ円滑に遂行することを目的とする。

**（用語の定義）**

**第 ２ 条**　この規程に用いる用語の意義は、次のとおりとする。

（１）　委員会とは、神奈川県行政書士会選挙管理委員会をいう。

（２）　委員長とは、神奈川県行政書士会選挙管理委員長をいう。

（３）　規則とは、神奈川県行政書士会役員等選出規則をいう。

（４）　事務局とは、神奈川県行政書士会事務局をいう。

（５）　会員とは、神奈川県行政書士会会則第６条第２項の個人会員をいう。

（６）　前各号に定める以外の用語は、神奈川県行政書士会役員等選出規則において使用する用語の例による。

**（選挙の告示）**

**第 ３ 条**　規則第１３条第１項に基づき、会員に通知する告示は、第１号様式によるものとする。

**（選挙広報）**

**第 ４ 条**　選挙広報は、第２号様式の表紙に会長立候補届（別紙も含む。）の写しを添付する方法により作成するものとする。

２　前項の写しの添付の順序は、立候補届出の受付順とする。

３　選挙広報の発送は、発送時における会員の登録事務所とし、変更登録の懈怠等による選挙広報未受領等の異議は、一切受付けないものとする。

**（会長立候補の届出）**

**第 ５ 条**　会長の候補者になろうとする者は、会長立候補届及び１０人分の推薦状を事務局内に設置する受付場所に、持参して提出するものとする。

２　会長立候補届の提出時間は、委員会が定める。

３　届出期間を経過した後の立候補届出は、いかなる理由があっても受理しない。

４　前項の場合は、委員会は、その旨を文書により届出人に通知するものとする。

**（会長候補者名の告示）**

**第 ６ 条**　委員会は、規則第１６条第１項による会長立候補届及び１０人分の推薦状を受理したときは、第３号様式により会長候補者名を事務局に掲示する等の方法により告示するものとする。

**（会長候補辞退者名の告示）**

**第 ７ 条**　委員会は、規則第１８条による会長立候補辞退届を受理したときは、第４号様式により会長候補辞退者名を事務局に掲示する等の方法により告示するものとする。

**第 ８ 条**　削　　除

**（投 票 所）**

**第 ９ 条**　投票所は、委員会が指定した場所に設置し、投票箱を設備する。

２　投票所内の適当な場所に候補者名を掲示する。

**（投票用紙）**

**第１０条**　投票用紙の様式は、第５号様式によるものとする。

**（投票用紙の交付）**

**第１１条**　投票用紙の交付場所は、投票所内に設ける。

２　投票用紙の交付は、投票を行う会員１人ずつに手渡すものとする。

３　委員は、投票用紙の交付洩れの有無について注意をするものとする。

４　委員は、交付洩れの有無を確認するものとする。

**（投票用紙の記載方法）**

**第１２条**　投票用紙の記載方法は、候補者１人を明瞭に記載するものとする。

**（投票の締切）**

**第１３条**　委員は、投票期間末日において、投票箱の閉鎖を宣言する。

**（開票立会人及び開票）**

**第１４条**　委員長は、選挙権者の中から開票立会人５人を指名して開票に立ち会わせなければならない。

２　開票立会人の指名は、開票開始前の適宜の時機に行うものとする。

３　開票業務は、次の順序により委員全員で行う。

（１）　投票総数を確認し確定する。

（２）　有効投票数を確認し確定する。

（３）　無効投票数を確認し確定する。

（４）　不明投票用紙数を確認し確定する。

（５）　候補者別の得票数を確認し確定する。

**（立候補の届出がない場合等の処置）**

**第１５条**　委員会は、立候補の届出がない場合又は候補者が１人の場合には、その旨を会長に通知するものとする。

**（選挙運動文書・図画の届出等）**

**第１６条**　選挙運動文書・図画を会員に配布又は電子メールにより配信をすることができる者は、候補者及びその推薦者とし、立候補届出の日以降投票期間初日の１０日前までに委員会に届け出なければならない。なお、推薦者が届け出る場合は、候補者の承認を受けなければならない。

２　届出の様式は、第６号様式によるものとする。

３　委員会は、候補者又はその推薦者が届け出た選挙運動文書・図画を他の候補者にも送付するものとする。

**（立会演説会等）**

**第１７条**　委員会は、候補者が２人以上ある場合は、立会演説会等を開催するものとする。

２　委員会は、会員に対し選挙広報と同時に立会演説会等の通知を行う。

３　立会演説会等の当日、委員会が定めた時間に出席していない候補者は、やむを得ない場合を除き、その日の立会演説会等への参加はできない。

４　立会演説会における各候補者の演説時間は、平等とし、委員会が定める。

５　立会演説会における演説の順序は、立候補届出の受付順とする。

６　立会演説会等において、代理人による演説及び公開討論会への参加は認めない。

７　立会演説会等の会場内において、立会演説及び公開討論以外のいかなる選挙運動も行ってはならない。

８　立会演説会等の議事進行は、委員長又は委員長が指名した者が行う。

９　立会演説会等の会場内において、第６項に違反した者、他人を誹謗する者及び委員長の指示に従わ

ない者に対し、委員長は、会場から退場を命ずることができる。

**（規則違反の処置）**

**第１８条**　規則第３７条違反の疑いがあるために候補者の出頭を求める文書の様式は、第７号様式によるものとする。ただし、緊急の場合は、他の手段によることができる。

２　委員会は、当該候補者の規則違反事実が明らかになった場合は、次の処置を行わなければならない。

（１）　注　意

（２）　勧　告

（３）　指　示

（４）　被選挙権の停止宣告

（５）　その他の処置

３　前項の処置のための告知書は、第８号様式によるものとする。ただし、緊急の場合は、他の手段によることができる。

４　委員会が候補者に対し前項による告知をしたときは、委員長は、その経過を投票所に掲示しなければならない。

**附　　則**

この規程は、昭和５６年４月１８日から施行する。

**附　　則**

この規程は、昭和６２年３月１８日から施行する。（様式改正）

**附　　則**

この規程は、平成９年３月１９日から施行する。

**附　　則**

この規程は、平成１９年１月２２日から施行する。

**附　　則**

この規程は、平成２１年４月１６日から施行する。

**附　　則**

この規程は、令和元年５月１日から施行する。（様式改正）

**附　　則**

この規程は、令和３年３月２６日から施行する。

第１号様式（第３条関係）

# 会長選挙に関する告示

神奈川県行政書士会役員等選出規則第１３条に基づく会長選挙について次のとおり告示する。

| 区　　分 | 内　　容 |
|---|---|
| 立候補届出の受付期間 | ○○　年　月　日（　）　時　分から<br>○○　年　月　日（　）　時　分まで |
| 立候補届の提出先 | 神奈川県行政書士会選挙管理委員会 |
| 投票期間 | ○○　年　月　日（　）　時　分から<br>○○　年　月　日（　）　時　分まで<br>（土日祝日を除く。） |
| 投票の場所 | |
| 開票日 | ○○　年　月　日（　） |
| 開票の場所 | ○○　年度　総会議場内開票所 |
| 選挙管理委員 | 別紙「選挙管理委員会委員名簿」のとおり |

○○　年　月　日

神奈川県行政書士会
選 挙 管 理 委員会
（職印省略）

第２号様式（第４条関係）

○○　　年　　月　　日

神奈川県行政書士会
選挙管理委員会
（職印省略）

# 神奈川県行政書士会役員等選出規則

# 第１４条に基づく会長選挙広報

第３号様式（第６条関係）

会 長 候 補 者 名 の 告 示

次の者の会長立候補届及び推薦状を受理したので
会長候補者名を告示する。

届出年月日　　候補者氏名　　所属支部

○○　　年　　月　　日

神奈川県行政書士会
選 挙 管 理 委員会
（職印省略）

第４号様式（第７条関係）

# 会長候補辞退者名の告示

○○　　年　　月　　日付をもって次の者の会長立候補辞退届を受理したので告示する。

氏名　　所属支部名

○○　　年　　月　　日

神奈川県行政書士会
選挙管理委員会
（職印省略）

第５号様式（第１０条関係）

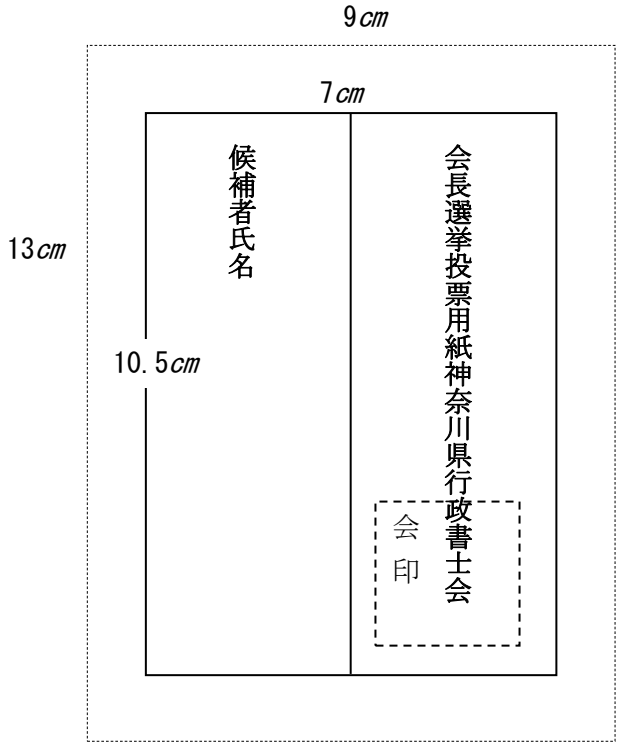


（注）　用紙はやや厚手のものとして、印刷する。

第６号様式（第１６条関係）

会長選挙運動文書・図画の届出書

○○　　年　　月　　日

神奈川県行政書士会
選 挙 管 理 委員会　　御中

（候 補 者 名）

文 書 責 任 者
所　属　支　部　　支部
事務所所在地
電　話　番　号

氏　　名　　職印

候 補 者 承 認　　職印

会長候補者として、別添の選挙運動文書・図画を配布・配信したいので各１通を添付して、お届けします。

第７号様式（第１８条第１項関係）

役員等選出規則違反容疑について

○○　　年　　月　　日

会長候補者　　氏　　名　　殿

神奈川県行政書士会
選挙管理委員会
委員長　氏　　名
（職印省略）

貴殿は、下記の事項について、役員等選出規則に違反するのではないかと、思料されますので、貴殿の弁明を得たく、来る　　月　　日　　時までに万障お繰り合わせの上、当委員会にご出席願いたくご通知申し上げます。

記

第８号様式（第１８条第３項関係）

役員等選出規則違反告知書

○○　　年　　月　　日

会長候補者　　氏　　名　　殿

神 奈 川 県 行 政 書 士 会
選　挙　管　理　委　員　会
委員長　　氏　　名
（職印省略）

貴殿の役員等選出規則違反について、当委員会の決議により、下記のとおり決定したので、告知します。

一、処置の内容

二、違反事実の要旨